

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団常勤職員の
昇格時における給料月額に関する要項

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団常勤職員（以下「職員」という。）の昇格時における給料月額は次に定める事項に基づき算定することとする。

- 1 職員が、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給料規程（平成 3 年規程第 8 号）第 4 条第 2 項に定める給料表において、現に受けている等級と同じ若しくは上位の等級に区分される職責に昇格する場合は、現に受けている給料月額に次の表に定める新たに昇格する職責に対応する金額を加算した額が、同じ等級若しくは上位の等級に定める給料月額の直近下位の号給に定める額を昇格後の給料月額とする。

職責	部長	次長	課長	課長代理	係長	主任	副主任
加算額	13,000 円	11,000 円	11,000 円	20,000 円	9,000 円	4,000 円	4,000 円

附 則

- 1 この要項は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給料規程の一部を改正する規程（平成 26 年 2 月 20 日 規程第 1 号）の施行に伴う附則第 2 項の適用日から施行する。